

関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

- 1．戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（以下「協定」という。）における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る記載事項及び提出時期等に関する所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第4条の2、第4条の4、第4条の12、第36条の3、第51条の4、第51条の12及び第61条関係）
- 2．特惠関税制度について、チリを原産地とする特定の物品を特惠関税の適用から除外することとする。（関税暫定措置法施行令第25条及び別表第1の7及び別表第1の8関係）
- 3．協定の規定に基づく関税の緊急措置の導入に伴い、関税暫定措置法に規定する経済連携協定に基づく関税の緊急措置の対象となる国際約束に協定を追加することとする。（関税暫定措置法施行令第19条の2関係）
- 4．協定の規定に基づく関税割当制度の導入に伴い、当該関税割当制度に係る割当ての方法及び基準並びに通関手続等を定めることとする。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第1条、別表第4及び別表第5関係）
- 5．その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6．この政令は、協定の効力発生の日から施行することとする。